

主要行等向けの総合的な監督指針（案） 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－１－２ 主な着眼点 (1) (略) (2) <u>グローバルなシステム上重要な金融機関（Global Systemically Important Financial Institutions: G-SIFIs）に選定された銀行持株会社</u>においては、例えば、その組織体制を委員会設置会社とする、あるいは、当該銀行持株会社の主要な子銀行については、非上場であっても、取締役の選任議案の決定に当たり独立性の高い社外取締役を確保するなど、その規模、複雑性、国際性、システミックな相互関連性に鑑み、より強固な経営管理（ガバナンス）態勢となっているか。	Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－１－２ 主な着眼点 (1) (略) (2) <u>「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下「告示」という。）第２条の２第５項第１号又は「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下「持株自己資本比率告示」という。）第２条の２第５項第１号の規定に基づき指定（注）された銀行等（以下「告示に指定された G-SIBs」という。）</u>においては、例えば、その組織体制を委員会設置会社とする、あるいは、当該銀行持株会社の主要な子銀行については、非上場であっても、取締役の選任議案の決定に当たり独立性の高い社外取締役を確保するなど、その規模、複雑性、国際性、システミックな相互関連性に鑑み、より強固な経営管理（ガバナンス）態勢となっているか。 <u>（注）グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks: G-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、金融安定理事会によって行われるものであり、国際的に活動する銀行等のうち、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」第七条第五項第一号の額（バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額）を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」、⑤「国際的活動」の５基準に基</u>

Ⅲ－２ 財務の健全性等 Ⅲ－２－１ 自己資本の充実 Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性（資本の質） Ⅲ－２－１－１－２－２ 自己資本の充実度の評価 (1) (略) (2) 国際統一基準行については、バーゼル合意の趣旨を踏まえて「<u>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準</u>」（以下「告示」という。）により、告示に定める水準以上の普通株式等 Tier 1 資本、Tier 1 資本及び総自己資本を自己資本として保有することが求められる。また、国内基準行についても、告示に定める水準以上の自己資本を保有することが求められる。これら国際統一基準行又は国内基準行は、自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。 ①～⑥ (略) (3) (略) (新設)	<u>づき G-SIBs が選定されており、これに鑑み告示又は持株自己資本比率告示で指定する。</u> Ⅲ－２ 財務の健全性等 Ⅲ－２－１ 自己資本の充実 Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性・十分性 Ⅲ－２－１－１－２－２ 自己資本の充実度の評価 (1) (略) (2) 国際統一基準行については、バーゼル合意の趣旨を踏まえて告示により、告示に定める水準以上の普通株式等 Tier 1 資本、Tier 1 資本及び総自己資本を自己資本として保有することが求められる。また、国内基準行についても、告示に定める水準以上の自己資本を保有することが求められる。これら国際統一基準行又は国内基準行は、自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。 ①～⑥ (略) (3) (略) (4) <u>国際統一基準行については、バーゼル合意を踏まえて、告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通株式等 Tier1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、告示に指定された G-SIBs 又は告示第 2 条の 2 第 5 項第 2 号若しくは持株自己資本比率告示第 2 条の 2 第 5 項第 2 号の規定に基づき指定された銀行等（以下「告示に指定された D-SIBs」という。）については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バッファとして、告示に定める水準以上の普通株式等 Tier1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められ</u>
--	--

る。

資本保全バッファとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファをいう。

カウンター・シクリカル・バッファとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバッファであり、各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額の合計額を保有する信用リスク・アセットの額の合計額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。

G-SIBs バッファ、D-SIBs バッファとは、それぞれ、告示に指定された G-SIBs、告示に指定された D-SIBs に対し、当該銀行等のシステム上の重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、これらのバッファ水準は、システム上の重要性を勘案した上で告示に定める。

国内のシステム上重要な銀行（Domestic Systemically Important Banks: D-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、各国当局によって行われる。我が国におけるシステム上の重要性評価に際しては、まず、連結ベース総資産が十五兆円以上の国内の銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」の4つの基準に関連する12指標を用いて、各銀行等のスコアを算出する。次に、これら銀行等に含まれる国際統一基準の適用を受ける者（最終指定親会社を含む。）のうち、当該スコアに加え、特定の市場における重要性等、各銀行等の特性も踏まえた総合的判断を行い、システム上重要と評価された銀行等を D-SIBs に選定し、うち銀行及び持株会社については告示又は持株自己資本比率告示で指定する。

なお、4つの基準に関連する12指標と各指標のスコア算出上のウェイトは下の表のとおり。

評価基準	評価指標	ウェイト
------	------	------

			<u>ト</u>
	<u>規模</u>	<u>バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー 合計額</u>	<u>25%</u>
	<u>相互関連性</u>	<u>金融機関等向け与信に関する以下の残高の合計額</u> ・ <u>金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）</u> ・ <u>金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式）の保有額</u> ・ <u>金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを下回らないものに限る。）</u> ・ <u>金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを下回らないものに限る。）</u>	<u>5%</u>
		<u>金融機関等に対する債務に関する以下の残高の合計額</u> ・ <u>金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）</u> ・ <u>金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを上回らないものに限る。）</u> ・ <u>金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額</u>	<u>5%</u>

Ⅲ－２－１－３ 早期是正措置 Ⅲ－２－１－３－２ 監督手法・対応 「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令」（平成 12 年総理府・大蔵省令第 39 号。以下Ⅲ－２－１－３－２において、「区分等を定める命令」という。）において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。			<u>（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを上回らないものに限る。）</u>	
			<u>発行済有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式）の残高</u>	<u>5%</u>
			<u>時価のあるその他有価証券のうち株式の額</u>	<u>5%</u>
			<u>一般預貯金等のうち、残高が 1,000 万円を超える場合のその超過する部分の額</u>	<u>5%</u>
		<u>代替可能性／金融インフラ</u>	<u>直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額（日本円での決済分に限る。）</u>	<u>8.33%</u>
			<u>信託財産及びこれに類する資産の残高（国内居住者からの預り分に限る。）</u>	<u>8.33%</u>
			<u>直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受けの年間の合計額（国内の債券市場及び株式市場における引受けに限る。）</u>	<u>8.33%</u>
		<u>複雑性</u>	<u>金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高</u>	<u>8.33%</u>
			<u>対外与信の残高</u>	<u>8.33%</u>
			<u>対外債務の残高</u>	<u>8.33%</u>

(1) 命令発動の前提となる自己資本比率

「区分等を定める命令」第1条第1項及び第2項の表の区分に係る自己資本比率は、次の自己資本比率によるものとする。

- ① 決算状況表（中間期にあつては中間決算状況表）により報告された自己資本比率（ただし、業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）の提出後は、これにより報告された自己資本比率）
- ② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された自己資本比率
（注）国際統一基準行の自己資本比率は、普通株式等 Tier 1 比率、Tier 1 比率及び総自己資本比率の3つの比率によって構成される。

(2) 「区分等を定める命令」第1条第1項又は第2項の表の区分に基づく命令

- ① （略）
- ② 改善までの期間

自己資本比率を改善するための所要期間については、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。

このため、国際統一基準行であれば、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に第1区分に係る自己資本比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等であることが必要である。

(1) 命令発動の前提となる自己資本比率

「区分等を定める命令」第1条第1項第1号及び第2項第1号の表の区分（以下「早期是正措置区分」という。）に係る自己資本比率は、次の自己資本比率によるものとする。

- ① 決算状況表（中間期にあつては中間決算状況表）により報告された自己資本比率（ただし、業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）の提出後は、これにより報告された自己資本比率）
- ② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された自己資本比率
（注）国際統一基準行の自己資本比率は、普通株式等 Tier 1 比率、Tier 1 比率及び総自己資本比率の3つの比率並びに資本バッファ率によって構成される。早期是正措置の命令発動の前提となる自己資本比率は、このうち普通株式等 Tier 1 比率、Tier 1 比率及び総自己資本比率である。

(2) 早期是正措置区分に基づく命令

- ① （略）
- ② 改善までの期間

自己資本比率を改善するための所要期間については、銀行が策定する経営改善のための計画等が、当該銀行に対する預金者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。

このため、国際統一基準行であれば、当該銀行の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に第1区分に係る自己資本比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等であることが必要である。

一方、国内基準行であれば、第1区分に係る改善計画は、原則として1年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画である必要があり、第2区分の「自己資本の充実に資する措置」、及び第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併（解散会社となる場合）、銀行業の廃止以外の措置を選択した場合にあっては、原則として1年以内に少なくとも自己資本比率が2%以上の水準を達成するための措置とする必要がある。

また、銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、同条第3項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。

なお、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項又は第2項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の自己資本比率を改善するための所要期間には、下記Ⅲ－2－1－3－3（1）の自己資本比率を当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

③ （略）

Ⅲ－2－1－3－3 「区分等を定める命令」第2条第1項に規定する合理性の判断基準

「区分等を定める命令」第2条第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確

一方、国内基準行であれば、第1区分に係る改善計画は、原則として1年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画である必要があり、第2区分の「自己資本の充実に資する措置」、及び第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該銀行が合併（解散会社となる場合）、銀行業の廃止以外の措置を選択した場合にあっては、原則として1年以内に少なくとも自己資本比率が2%以上の水準を達成するための措置とする必要がある。

また、銀行が預金保険法第105条の規定に基づき株式等の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、同条第3項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。

なお、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する早期是正措置区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の自己資本比率を改善するための所要期間には、下記Ⅲ－2－1－3－3（1）の自己資本比率を当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

③ （略）

Ⅲ－2－1－3－3 「区分等を定める命令」第2条第1項に規定する合理性の判断基準

「区分等を定める命令」第2条第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確

実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

(1) 銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、自己資本比率が、原則として3か月以内に当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項又は第2項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。

(2) (略)

Ⅲ－２－１－３－５ 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の2の命令を行った銀行にあっては、その後、当該命令の区分の根拠となった自己資本比率が第1区分又は第2区分に係る自己資本比率の範囲に達したときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った銀行にあっては、その後、当該命令の区分の根拠となった自己資本比率が第1区分に係る自己資本比率の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する「区分等を定める命令」第1条第1項又は第2項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための

実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

(1) 銀行の業務の健全かつ適切な運営を図り当該銀行に対する預金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、自己資本比率が、原則として3か月以内に当該銀行が該当する早期是正措置区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。

(2) (略)

Ⅲ－２－１－３－５ 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の2の命令を行った銀行にあっては、その後、当該命令の区分の根拠となった自己資本比率が第1区分又は第2区分に係る自己資本比率の範囲に達したときは、当該時点における自己資本比率に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った銀行にあっては、その後、当該命令の区分の根拠となった自己資本比率が第1区分に係る自己資本比率の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、銀行が、「区分等を定める命令」第2条第1項の規定により、その自己資本比率を当該銀行が該当する早期是正措置区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該銀

合理的と認められる計画を提出し、当該銀行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該銀行の自己資本比率が、当該銀行が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。 Ⅲ－２－１－３－７ その他 (1)「区分等を定める命令」第1条及び第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。 (2)・(3) (略) (新設)	行に対し、当該銀行が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該銀行の自己資本比率が、当該銀行が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。 Ⅲ－２－１－３－７ その他 (1)「区分等を定める命令」第1条第1項第1号及び第2項第1号並びに第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。 (2)・(3) (略) Ⅲ－２－１－４ 社外流出制限措置 Ⅲ－２－１－４－１ 意義 <u>金融システムにおける景気循環増幅効果又はシステムミック・リスクの緩和を図るため、当局としては、国際統一基準行に対し、資本バッファ率という客観的な基準を用い、状況に応じた社外流出制限措置命令を迅速かつ適切に発動することにより、銀行の信用供与の機能の維持を促していく必要がある。</u> Ⅲ－２－１－４－２ 監督手法・対応
--	---

「区分等を定める命令」(Ⅲ－２－１－３－２において定義される。)において具体的な措置内容等を規定する社外流出制限措置について、以下のとおり運用することとする。

(１) 命令発動の前提となる資本バッファ率

「区分等を定める命令」第１条第１項第２号及び第２項第２号の表の区分(以下「社外流出制限措置区分」という。)に係る資本バッファ率(単体資本バッファ率又は連結資本バッファ率をいう。以下同じ。)は、次の資本バッファ率によるものとする。

- ① 決算状況表(中間期にあっては中間決算状況表)により報告された資本バッファ率(ただし、業務報告書(中間期にあっては中間業務報告書)の提出後は、これにより報告された資本バッファ率)
- ② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた銀行と監査法人等との協議の後、当該銀行から報告された資本バッファ率

(２) 社外流出制限措置区分に基づく命令

- ① 資本バッファ率第１区分から資本バッファ率第４区分までに係る措置

「区分等を定める命令」第１条第１項第２号又は第２項第２号の表に掲げる「社外流出額の制限に係る内容を含む資本バッファ率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出及びその実行の命令」は、計画全体として資本バッファ率の回復を着実に図るためのものであることを重視する。また、社外流出額の制限に係る内容については、社外流出額が各区分に掲げた命令に応じた社外流出可能額の範囲内に確実に制限されるものであることとし、その実行に当たって、制限の対象となる事由のうちいずれの事由を制限対象とするかに

については、基本的に銀行の判断を尊重することとする。

② 社外流出可能額

「区分等を定める命令」第1条第10項等に規定する「特別な理由がある場合」とは、例えば、銀行が、社外流出制限計画の実行に係る事業年度において普通株式等Tier1比率を増加させる資本調達を新たに行った場合で、当該資本調達した額を上限として社外流出可能額を超過して支出するような場合が考えられる。

③ 調整税引後利益の算出方法

「区分等を定める命令」第1条第11項等に規定する「当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額」の算出にあたっては、当該額の算出の簡便法として、実際に当該前事業年度において会計上の費用として計上された社外流出額（ただし、税務上の損金として算入されなかった額を除く。）に、納税単位における当該前事業年度末の法定実効税率を乗じて得られた額を、前事業年度の実際の税額に加えることにより算出することができるものとする。

④ 賞与の意義

「区分等を定める命令」第1条第10項第5号に規定する「賞与」とは、定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるものその他これらに類するものをいい、給与等が賞与の性質を有するかどうか明らかなでない場合、次のようなものは賞与に該当するものとする。

イ. 純利益を基準として支給されるもの

ロ. あらかじめ支給額又は支給基準の定めのないもの

ハ. あらかじめ支給期の定めのないもの。ただし、雇用契約そのものが臨時である場合のものを除く。

二. 法人税法第34条第1項第2号に規定する給与（他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給す

る旨の定めに基づき支給されるものを除く。)

ホ. 法人税法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する利益連動給与

また、「賞与その他これに準ずる財産上の利益」とは、名目に関わらず、上記の性質を有する財産上の利益をいい、例えば、給与又は退職給付金等に上乗せして随時的に支給されるものも含まれるものとする。

⑤ 子会社等の意義

「区分等を定める命令」第 1 条第 15 項第 5 号に規定する「子会社等」の該当性の判断に係る主要性の有無については、基本的に銀行の判断を尊重することとするが、グループ（本監督指針Ⅲ－3－2－4－5（1）の「グループ」をいう。以下本号及び次号において同じ。）が形成されている場合、その財政状態又は経営状況に与える影響を勘案し、当該子会社等が重要な意義を有するか否かに留意するものとする。例えば、銀行の連結総資産に対する当該子会社等の総資産の割合が 2 % を超えない場合には、「子会社等」に該当しないものとするなど、具体的な基準を用いることが考えられる。ただし、当該子会社等の規模等が僅少であっても、グループの経営上重要な子会社等は「子会社等」に含めているかに留意するものとする。

⑥ 経営上重要な役員・従業員の意義

「区分等を定める命令」第 1 条第 15 項第 5 号等に規定する「経営上重要な」役員及び従業員については、銀行又は子会社等から高額報酬等を受ける者であって、銀行及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者を選定するものとする。選定にあたっては、本監督指針Ⅲ－3－2－4－5（2）①ロ. b. 及び c. に記載の基準も参考にするものとする。

また、「役員」については、銀行の判断により、当該銀行の社外取締役及び社外監査役を除くことができるものとするが、当該社外取締役及び社外監査役が、銀行から高額報酬等を受ける者であって、銀行

及び子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者に該当する場合には、「役員」に含めるものとする。

Ⅲ－２－１－４－３ 計画の提出及び進捗状況の報告等

社外流出制限措置区分に基づく命令に係る計画は、每期提出させるものとし、計画の進捗状況は、必要に応じて報告させることとする。

Ⅲ－２－１－４－４ その他

（１）「区分等を定める命令」第１条第１項第２号及び第２項第２号並びに第２条の２の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第１３条第１項第２号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。

（２）銀行の自己資本比率が、早期是正措置区分に基づく命令及び社外流出制限措置区分に基づく命令のいずれの区分にも該当する場合は、両者の区分に基づく命令を含む命令を発出するものとする。

Ⅲ－２－３ リスク管理

Ⅲ－２－３－６－２ 着眼点と監督手法・対応

(1) 金融安定理事会における合意等を踏まえ、G-SIFIs に認定された金融機関及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関に対して法第 24 条又は法第 52 条の 31 に基づき、年 1 回又は事業やグループ構造等に重要な変更があった場合に、再建計画の策定・提出を求めるものとする。再建計画の内容は、各金融機関のグループ構造やビジネスモデルの実態に応じて異なるものとなるが、金融安定理事会の議論等を踏まえ、最低限、以下の

Ⅲ－２－３ リスク管理

Ⅲ－２－３－６－２ 着眼点と監督手法・対応

(1) 金融安定理事会における合意等を踏まえ、告示に指定された G-SIBs 及び必要に応じてその他のシステム上重要な銀行等に対して法第 24 条又は法第 52 条の 31 に基づき、年 1 回又は事業やグループ構造等に重要な変更があった場合に、再建計画の策定・提出を求めるものとする。再建計画の内容は、各銀行等のグループ構造やビジネスモデルの実態に応じて異なるものとなるが、金融安定理事会の議論等を踏まえ、最低限、以下の項目が含

項目が含まれているか確認するものとする。 ① 再建計画の概要 イ. 当該<u>金融機関</u>における再建計画の位置付け ロ. (略) ② (略) ③ 再建計画発動に係るトリガー イ. (略) ロ. 通常よりも高いストレスを想定したストレステスト及びリバース・ストレステスト（市場全体のストレスシナリオ及び当該<u>金融機関</u>固有のストレスシナリオの双方を含む。） ハ. ～ ニ. (略) ④～⑥ (略) (2) 金融安定理事会における合意等を踏まえ、<u>G-SIFIs に認定された金融機関</u>及び必要に応じてその他のシステム上重要な<u>金融機関</u>について、当局にて処理計画を策定することとなるが、当該計画の見直し及びこれらの処理の実行可能性の評価を、年1回又は当該<u>金融機関</u>の事業・グループ構造等に重要な変更があった場合に、当局にて実施するものとする。 Ⅲ－２－３－７ リスク管理に係るデータの集計能力及び取締役会等への報告に関する着眼点 Ⅲ－２－３－７－１ 意義 主要行等のうち、特に大規模で複雑な業務を行う<u>金融機関</u>については、損失可能性の低減や財務の健全性の確保の観点から、グループ全体のリスク管理に係るデータ（以下「リスクデータ」という。）の集計や、取締役会等へのリスク管理に係る報告（以下「リスク報告」という。）を正確かつ迅速に行うため、リスクデータに係る経営情報システムやリスク管理態勢の整備を行うことが必要である。このような<u>金融機関</u>のリスクデータ集計能力及びリスク	まれているか確認するものとする。 ① 再建計画の概要 イ. 当該<u>銀行等</u>における再建計画の位置付け ロ. (略) ② (略) ③ 再建計画発動に係るトリガー イ. (略) ロ. 通常よりも高いストレスを想定したストレステスト及びリバース・ストレステスト（市場全体のストレスシナリオ及び当該<u>銀行等</u>固有のストレスシナリオの双方を含む。） ハ. ～ ニ. (略) ④～⑥ (略) (2) 金融安定理事会における合意等を踏まえ、<u>告示に指定された G-SIBs</u> 及び必要に応じてその他のシステム上重要な<u>銀行等</u>について、当局にて処理計画を策定することとなるが、当該計画の見直し及びこれらの処理の実行可能性の評価を、年1回又は当該<u>銀行等</u>の事業・グループ構造等に重要な変更があった場合に、当局にて実施するものとする。 Ⅲ－２－３－７ リスク管理に係るデータの集計能力及び取締役会等への報告に関する着眼点 Ⅲ－２－３－７－１ 意義 主要行等のうち、特に大規模で複雑な業務を行う<u>銀行等</u>については、損失可能性の低減や財務の健全性の確保の観点から、グループ全体のリスク管理に係るデータ（以下「リスクデータ」という。）の集計や、取締役会等へのリスク管理に係る報告（以下「リスク報告」という。）を正確かつ迅速に行うため、リスクデータに係る経営情報システムやリスク管理態勢の整備を行うことが必要である。このような<u>銀行等</u>のリスクデータ集計能力及びリスク報告
--	--

報告態勢の向上は、金融システムの安定性を確保する上で重要な点である。特に、強固なリスクデータ集計能力及びリスク報告態勢は、ストレス時・危機時において金融機関自身や監督当局が将来的な予測及びこれに基づく対応策を検討する上でも重要であり、金融機関の再建・破綻処理の実行可能性を高めることや、収益性の向上にも繋がる。

国際的にも、こうした観点から、バーゼル銀行監督委員会における合意（注）の下、グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks；G-SIBs）については、平成 24 年までに G-SIBs に認定された銀行は平成 28 年 1 月まで、それ以降に G-SIBs に認定された銀行については認定後 3 年以内、国内のシステム上重要な銀行（Domestic Systemically Important Banks；D-SIBs）についてはその認定から 3 年後までに、リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢を強化するための「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を遵守することが求められている。我が国でも、このような国際的な動向を勘案しつつ、金融機関のリスク管理態勢や意思決定プロセスの向上を目的として、リスクデータ集計及びリスク報告に係る IT インフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みを引き続き進めていく必要がある。

（注）バーゼル銀行監督委員会「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」（2013 年 1 月）

Ⅲ－２－３－７－２ 着眼点と監督手法・対応

バーゼル銀行監督委員会における合意等を踏まえ、G-SIBs に認定された金融機関については、平成 28 年初までに「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を遵守し、取締役会等や当局への報告に必要となる情報がグループ全体で迅速に集計・報告できるよう、リスクデータ集計及びリスク報告に係る IT インフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みの実施につき、特に以下の点への対応状況に留意して監督することとする。

態勢の向上は、金融システムの安定性を確保する上で重要な点である。特に、強固なリスクデータ集計能力及びリスク報告態勢は、ストレス時・危機時において銀行等自身や監督当局が将来的な予測及びこれに基づく対応策を検討する上でも重要であり、銀行等の再建・破綻処理の実行可能性を高めることや、収益性の向上にも繋がる。

国際的にも、こうした観点から、バーゼル銀行監督委員会における合意（注）の下、G-SIBs については、金融安定理事会により平成 24 年までに G-SIBs に選定された銀行等は平成 28 年 1 月まで、それ以降に G-SIBs に選定された銀行等については金融安定理事会による選定後 3 年以内、D-SIBs についてはその選定から 3 年後までに、リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢を強化するための「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を遵守することが求められている。我が国でも、このような国際的な動向を勘案しつつ、銀行等のリスク管理態勢や意思決定プロセスの向上を目的として、リスクデータ集計及びリスク報告に係る IT インフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みを引き続き進めていく必要がある。

（注）バーゼル銀行監督委員会「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」（2013 年 1 月）

Ⅲ－２－３－７－２ 着眼点と監督手法・対応

バーゼル銀行監督委員会における合意等を踏まえ、金融安定理事会により平成 24 年までに G-SIBs に選定された銀行等については平成 28 年初までに、それ以降に G-SIBs に選定された銀行等又は告示に指定された D-SIBs については、それぞれその選定の公表から 3 年後までに「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を遵守し、取締役会等や当局への報告に必要となる情報がグループ全体で迅速に集計・報告できるよう、リスクデータ

(1) (略) (2) リスクデータ集計能力 ①・② (略) ③ 最新のリスクデータが、必要とされる正確性や完全性、網羅性、適応性を満たしつつ、適時に集計されているか。なお、具体的なリスクデータ集計のタイミングについては、<u>金融機関</u>全体のリスクプロファイルにおける重要性のみならず、リスクの性質やその潜在的なボラティリティ、これらを踏まえた平時及びストレス時・危機時のそれぞれにおける報告頻度により決定されるべきであることに、留意する必要がある。 ④ (略) (3) リスク報告 ① リスク報告書は、集計されたリスクデータを正確に反映するものとなっているか。また、<u>金融機関</u>は報告内容について必要な検証を実施しているか。 ② リスク報告書は、<u>金融機関</u>における全ての重要なリスクをカバーしているか。また、報告の深度と範囲は、業務の規模や複雑性、リスク特性、取締役会等のリスク報告書受領者からの要請と整合的なものとなっているか。 ③～⑤ (略) Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－３－２－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号二、第 19 条の 3 第 1 項第 3 号ハ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ハ、及び第 34 条の 27 の 2 関係）	集計及びリスク報告に係る IT インフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みの実施につき、特に以下の点への対応状況に留意して監督することとする。 (1) (略) (2) リスクデータ集計能力 ①・② (略) ③ 最新のリスクデータが、必要とされる正確性や完全性、網羅性、適応性を満たしつつ、適時に集計されているか。なお、具体的なリスクデータ集計のタイミングについては、<u>銀行等</u>全体のリスクプロファイルにおける重要性のみならず、リスクの性質やその潜在的なボラティリティ、これらを踏まえた平時及びストレス時・危機時のそれぞれにおける報告頻度により決定されるべきであることに、留意する必要がある。 ④ (略) (3) リスク報告 ① リスク報告書は、集計されたリスクデータを正確に反映するものとなっているか。また、<u>銀行等</u>は報告内容について必要な検証を実施しているか。 ② リスク報告書は、<u>銀行等</u>における全ての重要なリスクをカバーしているか。また、報告の深度と範囲は、業務の規模や複雑性、リスク特性、取締役会等のリスク報告書受領者からの要請と整合的なものとなっているか。 ③～⑤ (略) Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－３－２－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号二、第 19 条の 3 第 1 項第 3 号ハ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ハ、及び第 34 条の 27 の 2 関係）
--	--

(1) (略) (2) 定性的な開示事項 ① (略) ② 国内基準行において、「自己資本調達手段の概要」には、告示第 25 条若しくは第 37 条又は「<u>銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準</u>」(以下「持株自己資本比率告示」という。)第 14 条の算式における「自己資本の額」にその発行額の全部又は一部が含まれる自己資本調達手段(経過措置により自己資本の額に含まれる適格旧非累積的永久優先株及び適格旧資本調達手段を含む。)に係る以下の情報を記載しているか。 (3) 定量的な開示事項 ①～⑥ (略) ⑦ 国際統一基準持株会社のうち、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」第七条第五項第一号の額を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる国際統一基準持株会社として金融庁長官が指定するものについては、第七条第五項に規定する定量的な開示事項について、バーゼル銀行監督委員会が公表する<u>グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIBs)</u> の選定指標に係るインストラクションに従い、適切に開示しているか。 (4)・(5) (略)	(1) (略) (2) 定性的な開示事項 ① (略) ② 国内基準行において、「自己資本調達手段の概要」には、告示第 25 条若しくは第 37 条又は持株自己資本比率告示第 14 条の算式における「自己資本の額」にその発行額の全部又は一部が含まれる自己資本調達手段(経過措置により自己資本の額に含まれる適格旧非累積的永久優先株及び適格旧資本調達手段を含む。)に係る以下の情報を記載しているか。 (3) 定量的な開示事項 ①～⑥ (略) ⑦ 国際統一基準持株会社のうち、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」第七条第五項第一号の額を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる国際統一基準持株会社として金融庁長官が指定するものについては、第七条第五項に規定する定量的な開示事項について、バーゼル銀行監督委員会が公表する G-SIBs の選定指標に係るインストラクションに従い、適切に開示しているか。 (4)・(5) (略)
--	--